

# 中央三井アセットの

# 年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 21 年 4 月 28 日  
中央三井アセット信託銀行株式会社  
年金コンサルティング部

## ◆ 年金関連法案の成立について ◆

平成 21 年 4 月 24 日付で、以下の年金関連法案が、参議院で可決・成立致しました。

- 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

⇒ねんきん特別便による調査等を通じて年金記録の訂正がなされたうえで受給権に係る裁定が行われた場合には、本来の支給日より大幅に遅れて支払われる年金給付の額について、その現在価値に見合う額になるよう加算金を支給するもの。

施行日：政令で指定した日・・・公布の日から 1 年を越えない範囲内で指定

- 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

⇒現行の取扱いは、保険料を督促状に指定した期限までに納付しない事業主は、保険料額につき年 14.6%の利息を延滞金として支払うこととされていたが、今回の改正により、納期限から 3 ヶ月については、延滞金利率を年 7.3%と軽減された。ただし、当分の間、特例として年 7.3%とされた延滞金利率を「前年の 11 月 30 日において日本銀行が定める基準割引率+4%」の割合（平成 21 年は 4.5%）とする特例も追加された。

施行日：平成 22 年 1 月 1 日

当該改正による企業年金への影響については、今後、判明次第ご案内いたします。

以上

